

（仮称）安城市自治基本条例（案）対照表

市民会議（案）	事務局（案）	修正（案）
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 第3条）</p> <p>第2章 自治の基本原則（第4条 第7条）</p> <p>第3章 市民</p> <p>    第1節 市民の権利（第8条 - 第12条）</p> <p>    第2節 市民の役割と責務（第13条・第14条）</p> <p>第4章 議会（第15条・第16条）</p> <p>第5章 市の執行機関（第17条・第18条）</p> <p>第6章 参加と協働（第19条 第23条）</p> <p>第7章 市政運営（第24条 第28条）</p> <p>第8章 条例の見直し等（第29条・第30条）</p> <p>附則</p> <p>私たちのまち安城は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐくまれ、日本デンマークと呼ばれるほど農業先進地として知られています。また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。</p> <p>私たちは、この美しい水とみどり、田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた安城市の誇りや財産を、未来を担う子どもたちへ引き継ぎたいと願っています。（<a href="#">引き継ぎ、持続可能な社会を目指します。</a>）</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。</p> <p>私たちは、市民が主役の自治の実現を基本理念と掲げ、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを築くため、ここに最高規範として、安城市自治基本条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、安城市における自治の基本を定め、市民、議会及び市の執行機関の役割と責務を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、だれもが幸せに暮らし続けられる自立した地域社会を実現することを目的とします。</p> <p>（条例の位置付け）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第3条）</p> <p>第2章 自治の基本原則（第4条 - 第6条）</p> <p>第3章 市民</p> <p>    第1節 市民の権利（第7条 - 第9条）</p> <p>    第2節 市民の責務（第10条）</p> <p>第4章 議会（第11条・第12条）</p> <p>第5章 市長その他の執行機関（第13条・第14条）</p> <p>第6章 市民参加と協働（第15条 - 第20条）</p> <p>第7章 市政運営（第21条 - 第25条）</p> <p>第8章 条例の見直し（第26条）</p> <p>附則</p> <p>私たちのまち安城は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐくまれ、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。</p> <p>私たちは、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産を大切にしながら、<b>おとな子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられる</b>まちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら<b>協働</b>することが必要です。</p> <p>私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、安城市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関の責務を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的とします。</p> <p>（条例の位置付け）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第3条）</p> <p>第2章 自治の基本原則（第4条・<u>第5条</u>）</p> <p>第3章 市民</p> <p>    第1節 市民の権利（<u>第6条 - 第8条</u>）</p> <p>    第2節 市民の責務（<u>第9条</u>）</p> <p>第4章 議会（<u>第10条・第11条</u>）</p> <p>第5章 市長その他の執行機関（<u>第12条・第13条</u>）</p> <p>第6章 市民参加と協働（<u>第14条 - 第19条</u>）</p> <p>第7章 市政運営（<u>第20条 - 第25条</u>）</p> <p>第8章 条例の見直し（第26条）</p> <p>附則</p> <p>事務局（案）のとおり</p> <p>事務局（案）のとおり</p> <p>第1条 この条例は、安城市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関の責務を明らかにすることにより、<b>市民参加と協働</b>によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的とします。</p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>第2条 この条例は、安城市における自治の基本を定めるものであり、市の最高規範です。市民、議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図ります。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1)市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者又は次号に規定する事業者をいいます。</p> <p>(2)事業者 市内で、事業活動又は公益的な活動を行う個人及び団体をいいます。</p> <p>(3)議会 直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関をいいます。</p> <p>(4)市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(5)参加 市政やまちづくりの過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(6)協働 市民、議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもと、<u>対等な立場で連携し</u>、協力してまちづくりを進めることをいいます。</p> <p>(7)まちづくり 市民が幸せに暮らせるまちにしていけるための、あらゆる活動及び事業をいいます。</p> <p>(8)コミュニティ 町内会など地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPOなど活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。</p> <p>第2章 自治の基本原則</p> <p>(参加の原則)</p> <p>第4条 市民が主役のまちづくりを推進するため、市政に関わる企画立案、実施、評価等のそれぞれの過程において、市民は主体的に参加し、<u>議会及び市の執行機関は、市民に多様な参加の場と機会を保障します。</u></p> <p>(協働の原則)</p> <p>第5条 市民、議会及び市の執行機関は、対等なパートナーとして、互いに尊重し、補完し合いながら協働します。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 市民、議会及び市の執行機関は、まちづくりに関</p>	<p>第2条 この条例は、<u>市の最高規範</u>です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1)市民 市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3)市民参加 <u>市政運営の過程に</u>市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(4)協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、<u>補完し合いながら</u>協力することをいいます。</p> <p>(5)まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていけるための活動及び事業をいいます。</p> <p>(6)コミュニティ 地域の課題に自ら取り組む<u>団体</u>をいいます。</p> <p>第2章 自治の基本原則</p> <p>(市民参加の原則)</p> <p>第4条 <u>市政運営は、市民参加のもとに行うことを原則とします。</u></p> <p>(協働の原則)</p> <p>第5条 <u>まちづくりは、市民、議会及び市長その他の執行機関が互いを尊重し、協働により進めることを原則とします。</u></p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづ</p>	<p>事務局(案)のとおり</p> <p>(3)市民参加 <u>市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に</u>市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>事務局(案)のとおり</p> <p>(6)コミュニティ <u>町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体</u>をいいます。</p> <p>(市民参加と協働の原則)</p> <p>第4条 <u>市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。</u></p> <p>第4条に統合</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情</p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>する情報を互いに提供し、共有します。</p> <p>(財政自治の原則)?</p> <p>第7条 市民、議会及び市の執行機関は、自立した自治体運営のため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を行います。</p> <p>第3章 市民</p> <p>第1節 市民の権利</p> <p>(基本的人権)</p> <p>第8条 市民は、人として尊重され、平和で安全な暮らしのもと自己実現を図り、幸福を追求することができます。</p> <p>(知る権利)</p> <p>第9条 市民は、市政について、議会及び市の執行機関が保有する情報を知ることができます。</p> <p>(参加する権利)</p> <p>第10条 市民は、<u>まちづくりの主体として</u>、等しく市政に参加することができます。</p> <p>また、<u>市政に参加しないことを理由として不利益を受けることはありません。</u></p> <p>(行政サービスを受ける権利)</p> <p>第11条 市民は、公正かつ適正な行政サービスを等しく受けることができます。</p> <p>(こどもの権利)?</p> <p>第12条 こどもは、社会の一員として尊重され、大切にはぐくまれるとともに、それぞれの年齢にふさわしいかたちで、市政に参加することができます。</p> <p>第2節 市民の役割と責務</p> <p>(市民の役割と責務)</p> <p>第13条 市民は、この条例の掲げる基本理念を実現するために、自治の担い手としての自覚と責任を持ち、まちづくりを推進します。</p> <p>2 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。また、権利の行使に当たっては、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮します。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う費用について、応分の負担をします。</p> <p>4 市民は、市民憲章に謳われた心構えと理念を尊重します。</p>	<p>くりに関する情報を互いに提供し、共有することを<u>原則とします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第3章 市民</p> <p>第1節 市民の権利</p> <p>(削除)</p> <p>(知る権利)</p> <p>第7条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。</p> <p>(市民参加の権利)</p> <p>第8条 市民は、等しく市民参加をすることができます。</p> <p>(行政サービスを受ける権利)</p> <p>第9条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。</p> <p>(削除)</p> <p>第2節 市民の<u>責務</u></p> <p>第10条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。</p> <p>2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。</p> <p>3 市民は、行政サービスに必要な経費について、<u>応分の負担</u>をします。</p> <p>4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。</p> <p>5 市民は、安城市民憲章を尊重します。</p>	<p>報を互いに提供し、共有<u>します。</u></p> <p>第6条</p> <p>第7条 市民は、<u>まちづくりの主体として</u>、等しく市民参加をすることができます。</p> <p>第8条</p> <p>事務局(案)のとおり</p> <p>第9条</p> <p>事務局(案)のとおり</p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>(事業者の役割と責務)?</p> <p>第14条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、環境に配慮し、安城市のまちづくりに貢献します。</p> <p>第4章 議会 (議会の役割と責務)</p> <p>第15条 議会は、この条例の掲げる基本理念を実現するために、市民や市の執行機関と協働しながら、自治の推進に努めます。</p> <p>2 議会は、市の意思決定機関として、市政の監視や政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。</p> <p>3 議会は、保有する情報を公開するとともに、市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。 (議員の役割と責務)</p> <p>第16条 議員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に努め、市民全体のために、誠実かつ公正に職務を遂行することで、まちづくりに貢献します。</p> <p>第5章 市の執行機関 (市長の役割と責務)</p> <p>第17条 市長は、市民の信託にこたえ、積極的に市民の意向を把握するとともに、この条例の掲げる基本理念を実現するために、誠実かつ公正に職務を遂行します。</p> <p>2 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにするとともに、その実現に向け、効率的かつ柔軟で迅速な行政運営を行います。</p> <p>3 市長は、職員の指揮監督を適切に行い、常に職員の能力向上に努めます。 (職員の役割と責務)</p> <p>第18条 職員は、法を遵守し、この条例の掲げる基本理念を実現するために、自らも地域の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。</p> <p>2 職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。</p> <p>3 職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に努め、職務遂行に必要な知識、技能等の向上を図ります。</p> <p>第6章 参加と協働 (市民参加)</p> <p>第19条 議会及び市の執行機関は、多くの市民が参加で</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 議会 (議会の責務) (削除)</p> <p>第11条 議会は、市の意思決定機関として、市政の監視や政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。</p> <p>2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。 (議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽<sup>さん</sup>に努めます。</p> <p>第5章 市長その他の執行機関 (市長等の責務)</p> <p>第13条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。 (職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。</p> <p>2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。</p> <p>第6章 市民参加と協働 (市民参加)</p> <p>第15条 市長は、市民参加の権利を保障するため、別に</p>	<p>第10条</p> <p>第11条</p> <p>第12条</p> <p>第13条</p> <p>第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めると</p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>きる多様な場と機会を保障するため、その対象となる事案に対し、最も適切かつ効果的と認められる参加の手法を用意します。</p> <p>2 市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(コミュニティ)</p> <p>第20条 コミュニティは、自治の担い手として、主体的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの意義と役割を理解し、積極的にコミュニティに参加するなど、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>3 議会及び市の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。</p> <p>4 コミュニティに関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(連携)</p> <p>第21条 市民は、市民が主役の自治を推進するため、市内外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 議会及び市の執行機関は、共通する課題を解決するため、市民、事業者、コミュニティ及び他の自治体と連携を図りながら、主体的に行動するものとします。</p> <p>3 安城市は、自立した自治体として、国、愛知県及び他の自治体と対等かつ必要な協力関係を築きます。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第22条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に<u>or</u>その都度条例で定めます。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第23条 市民は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めます。</p> <p>2 コミュニティは、市の執行機関その他の関係機関と協力し、市民が安心して生活できるような対策に努めます。</p> <p>3 市の執行機関は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を守るため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関、市民との連携及び協力を努めます。</p>	<p>条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</p> <p>(コミュニティ)</p> <p>第16条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。</p> <p>3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。</p> <p>(削除)</p> <p>(連携)</p> <p>第17条 市民は、まちづくりを推進するため、市内外の人々や団体と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。</p> <p>(削除)</p> <p>(住民投票)</p> <p>第18条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、その都度、別に条例で定めます。</p> <p>3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第19条 市民は、日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え、安全に安心して生活するための手段を自ら講ずるよう努めます。</p> <p>2 コミュニティは、市長及び他の団体と協力し、市民の安全で安心な生活に資する活動を行うよう努めます。</p> <p>3 市長は、市民の安全を確保するため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関との協力を努めます。</p>	<p>ころにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</p> <p><u>第15条</u></p> <p><u>第16条</u></p> <p><u>第17条</u></p> <p>3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p><u>第18条</u></p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>第7章 市政運営 (市政運営及び組織)</p> <p>第24条 市の執行機関は、この条例の掲げる基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営を行います。</p> <p>2 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。</p> <p>3 市の執行機関は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制とします。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第25条 市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性を確保します。</p> <p>2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第26条 市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表します。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価に当たっては、第三者機関や、数値を用いた定量的な評価指標を定めるなど客観性の確保に努めます。</p> <p>3 市の執行機関は、行政評価に関する結果を事業の推進、見直し等市政運営に反映させます。</p>	<p>(持続可能な社会の形成)</p> <p>第20条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(以下「持続可能な社会」といいます。)の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。</p> <p>2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。</p> <p>第7章 市政運営 (市政運営の基本)</p> <p>第21条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。</p> <p>2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。</p> <p>3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。</p> <p>4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第22条 市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第23条 市長その他の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価など客観性の確保に努めます。</p>	<p><u>第19条</u></p> <p><u>第20条</u></p> <p><u>第21条</u></p> <p><u>第22条</u></p> <p><u>追加</u> <u>(行政手続)</u> <u>第23条 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に行います。</u></p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>(説明責任)</p> <p>第27条 議会及び市の執行機関は、政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民にわかりやすく説明します。</p> <p>2 議会及び市の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。</p> <p>(情報公開及び個人情報の保護)</p> <p>第28条 議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に市民に公開します。</p> <p>2 議会及び市の執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ迅速な提供に努めます。</p> <p>3 議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人情報を適正に保護します。</p> <p>第8章 条例の見直し等</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市の執行機関は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が安城市の自治の推進にふさわしいものであり続けているかどうか検証し、その結果により必要な措置をとります。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。</p> <p>2 市の執行機関は、見直しに当たっては、市民参加のもとに実施し、市民の意見を聴取するとともに、これを反映します。</p> <p>(自治基本条例推進委員会の設置)</p> <p>第30条 市の執行機関は、この条例の適切な運用を図るため、(仮称)安城市自治基本条例推進委員会を設置します。</p> <p>2 この委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(説明責任等)</p> <p>第24条 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施及び評価の各過程において、その内容を市民にわかりやすく説明します。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。</p> <p>3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。</p> <p>(情報公開及び個人情報の保護)</p> <p>第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。</p> <p>第8章 条例の見直し</p> <p>第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。</p> <p>(削除)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	

(仮称)安城市自治基本条例(案)对照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
---------	--------	-------